

# 「岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正（案）」に対するご意見及びご意見に対する考え方

意見募集期間：令和2年12月15日～令和3年1月13日

意見提出件数：5件（7項目）

番号	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
1	飼養頭数	10頭以上の犬猫の飼育は届出を義務化とあるが、犬猫の多頭飼育を業として行う者とペットとして飼う者に区分して考える必要がある。犬猫を3頭以上ペットとして飼育する者に届出義務化をすべきと考える。経済的に困窮している人が異常な数のペットを飼育することは問題であり条例で規制する必要がある。通常飼育するペットの数を考えて届出の対象となる飼育頭数とすべきである。 犬猫の飼育を業とする者については、飼育頭数と飼育する土地の面積等詳細に確認する必要がある。	多頭飼養届出制度については、適正に飼養されている多くの方を対象とするのではなく、一般的に多数の飼養と考えられる犬及び猫を10頭以上飼養する者を把握するとともに、届出者に対する助言又は指導を行い、問題発生を未然に防ぐことを目的としています。また、既に多頭飼養届出制度を導入する9府県のうち8府県において、犬猫を10頭以上飼養する者を届出の対象としています。 なお、犬猫の飼育を業とする者については、既に、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき動物取扱業の登録又は届出が義務付けられていることから、多頭飼養届出制度の届出対象から除外することとします。 また、少数の飼養による不適正な飼養については、県民の方からの情報や市町村、警察等と連携して把握に努めるとともに、必要な助言又は指導を行ってまいります。
2	飼養する犬猫	飼養する犬及び猫の定義が分からない。	既に岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例で定義している「人の飼養（保管を含む。）する動物で哺乳類、鳥類、爬虫類に属するもの」のうち、犬及び猫であり、その犬及び猫の「所有者（所有者以外の者が飼養する場合は、その者を含む。）」が飼い主として届出義務者となります。
3	罰則	過料の金額が低額すぎる。ペットの販売価格が30～50万円の時代には、5万円は、罰則にはならない。	届出義務違反による罰則については過料（行政罰）とする条例が一般的です。条例による罰則としての過料は5万円以下と地方自治法で決められています。また、既に多頭飼養届出制度を導入する9府県のうち、6府県が上限である5万円の過料を規定しています。 なお、多頭飼養によりネグレクト等の虐待があった場合には、動物の愛護及び管理に関する法律による罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が適用されることとなります。
4	罰則	罰則がなければ、届出をしない人や虚偽の届出をする人もいて、不幸なペットがいつまでもいなくなるかもしれないので、5万円の過料は必要と考える。多頭飼育届出義務化により不幸なペットの減少に向かってほしい。	届出義務の実効性を担保するため罰則を設けることとします。
5	その他	必要な人にきちんと伝えることが必要であり条例の周知方法はどうか。	条例は、岐阜県公報に掲載されることにより公布されますが、県ホームページやパンフレット等を作成し、市町村、獣医師会、動物取扱業者等の協力いただきながら広く周知する予定です。
6	その他	変更や廃止届を忘れてしまわないか。	条例で届出義務を定めるものであり、罰則もあるため、届出義務者の責任となりますが、届出を受けた保健所が届出者に対する助言指導を積極的に行うこととしており、変更や廃止が必要な場合について把握可能と考えます。
7	その他	野良猫を10頭近く保護している。ペットとして飼っているわけではなく、出費も伴う。県や市に野良猫の保護をもっとやってほしいと思うが、それが不足だから個人で保護活動している。罰則を設けるのではなく、支援策を充実してほしい。	条例は、その目的とする一定の法的な秩序を実現するために制定されるものであり、条例上一定の義務の履行確保措置や義務違反に対する制裁措置を設けて、その実効性を担保する必要があります。このため、罰則を設けることとしておりますのでご理解ください。 なお、野良猫対策は、県としても重要と考えており、地域猫活動の支援として、地域猫活動に取り組む自治会等からの申請に基づき、県動物愛護センターにおいて不妊・去勢手術を無料で行っています。今後も更なる野良猫対策について、検討してまいります。 また、野良猫の不妊・去勢手術費用を助成している市町村もありますので、お住いの市町村にお問い合わせください。